

平成 26 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 イトーヨーギョー
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号 5287 東証二部)
問合せ先 管 理 部 長 山 本 貴 士
(TEL 06-4799-8850)

業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日付にて、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議し、本日開催の第 65 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において取締役報酬として決議されました。

本日、本株主総会終了後に開催した取締役会において、本制度に基づき当初信託する金額について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 333,731 株（平成 26 年 3 月 31 日現在）のうち 192,000 株（149,760,000 円）を、本信託契約の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

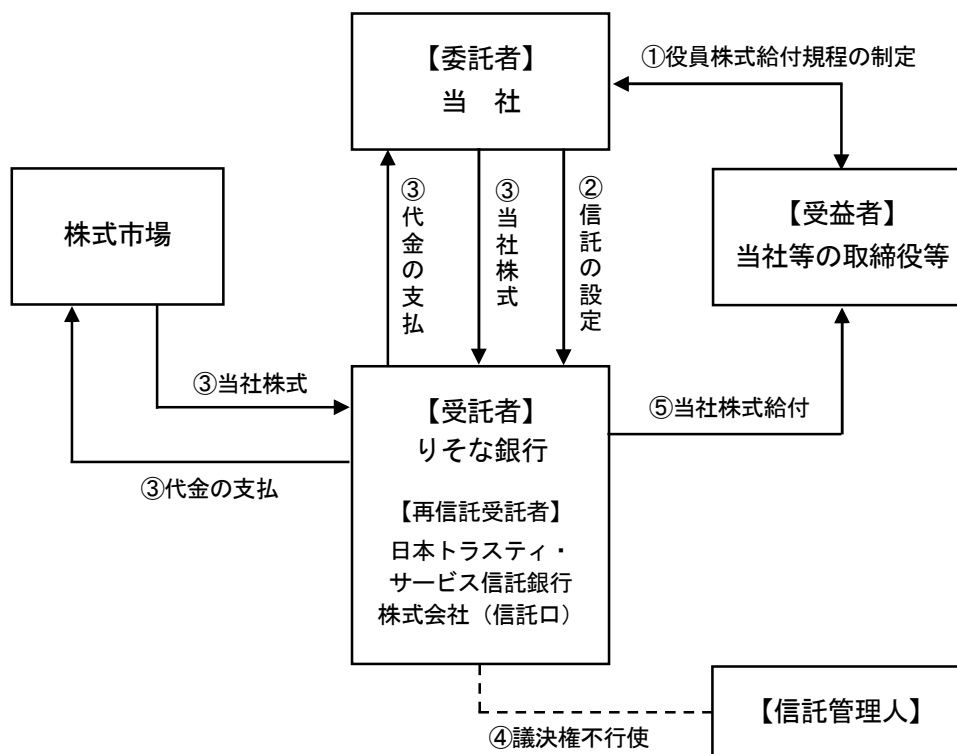
1. 本信託の概要

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 名称 | : 役員向け株式給付信託 |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : 株式会社りそな銀行 |
| (4) 受益者 | : 取締役のうち、受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社と利害関係を有しない第三者 |
| (6) 本信託契約の締結日 | : 平成 26 年 8 月 4 日 |
| (7) 金銭を信託する日 | : 平成 26 年 8 月 4 日 |
| (8) 信託の期間 | : 平成 26 年 8 月 4 日から平成 30 年 8 月 3 日 |
| (9) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |

2. 本信託における当社株式の取得内容

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | : 当社普通株式 |
| (2) 株式の取得資金として信託する金額 | : 149,760,000 円 |
| (3) 取得株式数 | : 192,000 株 |
| (4) 株式の取得方法 | : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得 |
| (5) 株式の取得日 | : 平成 26 年 8 月 4 日 |

3. 本制度の仕組み（再掲）



- ① 当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得て、当社株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内で、取締役会において役員報酬に係る役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。
- ③ 本信託は、上記②で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑤ 信託期間中、上記①の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役の役位及び業績達成度に応じて、取締役にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

以上